

令和7年度 筑北村簡易水道事業水質検査計画

水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水（水源）の水質状況
4. 採水地点
5. 水質検査項目及び検査頻度
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査方法
8. 水質検査計画及び水質検査結果の公表
9. 水質検査結果の評価
10. 水質検査の精度と信頼性保証
11. 関係者との連携

1. 基本方針

筑北村では、安全で衛生的、かつ、安定的な水道水を供給するために、以下の方針で水質検査を実施します。

- (1) 水質検査は、法令に基づき配水系統を代表する給水栓（蛇口）で行います。
- (2) 水質検査は、水道法で義務付けられている水質基準項目等とします。
- (3) 水質検査は、法令に基づく検査頻度で行います。また、原水（水源）や浄水のこれまでの検出状況などを考慮して行います。
- (4) 水質検査計画は、毎年度事業開始前に公表します。また、水質検査計画に基づき実施した水質検査結果について公表します。

2. 水道事業の概要

- (1) 概要（令和5年度末）

項目	合計
給水区域	13.92km ²
給水人口	3,971人
普及率	99.4%
1日平均配水量	1,556m ³
1日最大配水量	2,031m ³

- (2) 水源の名称及び種別等

水源名	種別	浄水場名
大沢山水源	湧水	大沢
西村水源	地下水	西村
大門水源	表流水	大門

水源名	種別	浄水場名
唐沢第1水源	表流水	栃平
唐沢第2水源	湧水	
唐沢第3水源	表流水	
金山沢水源	表流水	
鳥ヶ沢水源	湧水	
栃平第1水源（栃平ダム）	表流水	
栃平第2水源（深井戸）	地下水	
栃平第3水源（新深井戸）	地下水	
栃平第4水源（新深井戸）	地下水	
第1水源	湧水	
第5水源	地下水	
第6水源	地下水	
第10水源（長者原）	地下水	長者原
細尾水源	湧水	細尾
新倉水源	湧水	漸々低区
漸々第2水源	湧水	漸々高区
安坂水源	地下水	安坂
鳥居平水源	湧水	鳥居平
麻績境水源	湧水	大野田

3. 原水（水源）の水質状況

- (1) 降雨による濁度及び色度について注意を払います。
- (2) ダム水では、藻類の繁殖によるカビ臭の発生について注意を払います。

4. 採水地点

- (1) 浄水

配水系統ごとに1地点を選定して、給水栓（蛇口）で採水・検査を実施します。
- (2) 原水

水源及び接合井で採水・検査を実施します。

5 水質検査項目及び検査頻度

- (1) 浄水〔表1-1～3〕
 - ① 検査項目

水道法で定められた水質基準51項目及び毎日検査3項目について検査を実施します。
 - ② 検査頻度
 - (ア) 水質基準項目は、項目ごとに法の規定に基づき、毎月又は3カ月に1回以上検査を実施します。
 - (イ) 色、濁り及び消毒の残留塩素については、毎日検査を実施します。
- (2) 原水〔表1-1～3〕
 - ① 検査項目

水質基準51項目の中から消毒副生成物（シアン化合物を除く）を除いた39項目について検査を実施します。

また、クリプトスポリジウム等対策指針に基づき、クリプトスポリジウム及び指標菌について検査を実施します。

② 検査頻度

(ア) 水質基準項目は、項目ごと1年に1回以上検査を実施します。

(イ) クリプトスポリジウム及び指標菌は、国の指針に基づき適切な頻度で検査を実施します。

6. 臨時の水質検査

(1) 原水（水源）の水質が著しく悪化したとき。

(2) 原水（水源）に異常があったとき。

(3) その他必要があると認められたとき。

7. 水質検査方法

水質検査は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により実施します。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び水質検査結果は、ホームページ等で公表します。水質検査計画については、検査の結果をもとに毎年見直しを行います。

9. 水質検査結果の評価

水質検査結果の評価は、検査ごとに水質基準に適合するかを確認し、水質に異常が認められた場合は原因究明を行い、安全な水質を確保します。

10. 水質検査の精度と信頼性保証

(1) 水質検査の精度

原則として、水道法で定められた水質基準値及び目標値の1/10の定量下限が得られ、基準値及び目標値の1/10付近の測定において、変動係数（CV）が定められている項目について有機物では20%以下、その他の項目では10%以下の検査精度を確保します。

(2) 信頼性保証

結果を評価するにあたり、検査の精度と信頼性を保証するための精度管理試験に参加し精度、技術の向上に努めます。

11. 関係者との連携

原水（水源）等で水質汚染事故が発生した場合には、国、県、関係市村、機関水道事業体及び外部検査機関等と情報交換を図りながら現地調査を行い、必要に応じて水質検査を実施する等、水道水の安全性を確保します。

表1-1 本城地域(浄水・原水)
基準項目

水道名/本城地区簡易水道

(令和7年度)

水質項目	法定基本検査頻度	年間検査頻度																					
		浄水					原水																
		本城	大門	西村	大沢		栃平総合	大沢山	西村	大門第2	唐沢水系 接合井												
1 一般細菌	毎月定期検査項目	毎月																					
2 大腸菌																							
38 塩化物イオン																							
46 有機物質(全有機炭素(TOC)の量)																							
47 pH			12	12	12	12		1	1	1	1												
49 臭気																							
48 味																							
50 色度																							
51 濁度																							
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素																							
26 臭素酸			消毒副生成物	3ヶ月に1回																			
22 クロロ酢酸	4	4			4	4																	
24 ジクロロ酢酸																							
28 トリクロロ酢酸																							
23 クロロホルム																							
25 ジブromokロロメタン																							
29 ブromojクロロメタン																							
30 ブromホルム																							
27 総トリハロメタン																							
31 ホルムアルデヒド																							
21 塩素酸																							
10 シアンイオン及び塩化シアン	健康に関する項目	3ヶ月に1回 ただし、3年に1回まで省略可	4	4	4	4		1	1	1	1												
6 鉛及びその化合物			1	1	1	1		1	1	1	1												
32 亜鉛及びその化合物			1	1	1	1		1	1	1	1												
34 鉄及びその化合物			1	1	1	1		1	1	1	1												
35 銅及びその化合物			1	1	1	1		1	1	1	1												
37 マンガン及びその化合物			1	1	1	1		1	1	1	1												
7 ひ素及びその化合物			1	1	1	1		1	1	1	1												
14 四塩化炭素			1	1	1	1		1	1	1	1												
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			1	1	1	1		1	1	1	1												
17 ジクロロメタン			1	1	1	1		1	1	1	1												
18 テトラクロロエチレン			1	1	1	1		1	1	1	1												
19 トリクロロエチレン			1	1	1	1		1	1	1	1												
20 ベンゼン			1	1	1	1		1	1	1	1												
12 ふっ素及びその化合物 ※1			4	1	1	1		4	1	1	1												
13 ほう素及びその化合物			1	1	1	1		1	1	1	1												
3 カドミウム及びその化合物			1	1	1	1		1	1	1	1												
8 六価クロム化合物			1	1	1	1		1	1	1	1												
33 アルミニウム及びその化合物 ※1			1	4	1	4		1	4	1	4												
36 ナトリウム及びその化合物			1	1	1	1		1	1	1	1												
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) ※1			1	1	4	1		1	1	1	1												
5 セレン及びその化合物			1	1	1	1		1	1	1	1												
4 水銀及びその化合物			1	1	1	1		1	1	1	1												
40 蒸発残留物 ※1			4	1	4	1		1	1	1	1												
41 陰イオン界面活性剤			1	1	1	1		1	1	1	1												
44 非イオン界面活性剤			1	1	1	1		1	1	1	1												
45 フェノール類			1	1	1	1		1	1	1	1												
15 1,4-ジオキサン			1	1	1	1		1	1	1	1												
9 亜硝酸態窒素			1	1	1	1		1	1	1	1												
42 ジェオスミン			1	1	1	1																	
43 2-メチルイソボルネオール	1	1	1	1																			
管理項目																							
大腸菌 ※2																					3		
嫌気性芽胞菌																					4		
クリプトスポリジウム																					4		

※1 12、33、39、40の項目について、4回のうち1回は全項目に含める。

※2 原水大腸菌について、1回は定期検査項目に含める。

表1-2 坂北地域(浄水・原水)
基準項目

(令和7年度)

水質項目	法定基本検査頻度	年間検査頻度																					
		浄水					原水																
		坂北					第1水源 高区配水地	第5第6水源 高区配水地	第10水源 (長者原)														
1 一般細菌	毎月定期検査項目	毎月	12						1	1	1												
2 大腸菌																							
38 塩化物イオン																							
46 有機物質(全有機炭素(TOC)の量)																							
47 pH																							
49 臭気																							
48 味																							
50 色度																							
51 濁度																							
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ※1												4	4										
26 臭素酸				消毒副生成物	3ヶ月に1回	4																	
22 グロクロ酸																							
24 ジクロロ酢酸																							
28 トリクロロ酢酸																							
23 クロロホルム																							
25 ジブロモクロロメタン																							
29 ブロモジクロロメタン																							
30 ブロモホルム																							
27 総トリハロメタン																							
31 ホルムアルデヒド																							
21 塩素酸																							
10 シアンイオン及び塩化シアン	健康に関する項目	3ヶ月に1回 ただし、3年に1回まで省略可	4																				
6 鉛及びその化合物				1																			
32 亜鉛及びその化合物				1																			
34 鉄及びその化合物 ※3				1											4								
35 銅及びその化合物				1																			
37 マンガン及びその化合物 ※3				1												4							
7 ひ素及びその化合物 ※3				1													4						
14 四塩化炭素				1																			
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				1																			
17 ジクロロメタン				1																			
18 テトラクロロエチレン				1																			
19 トリクロロエチレン				1																			
20 ベンゼン				1																			
12 ふっ素及びその化合物 ※1				4																			
13 ほう素及びその化合物				1																			
3 カドミウム及びその化合物				1																			
8 六価クロム化合物				1																			
33 アルミニウム及びその化合物				1																			
36 ナトリウム及びその化合物				1																			
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) ※1				4																			
5 セレン及びその化合物				1																			
4 水銀及びその化合物				1																			
40 蒸発残留物 ※1				4																			
41 陰イオン界面活性剤	1																						
44 非イオン界面活性剤	1																						
45 フェノール類	1																						
15 1,4-ジオキサン	1																						
9 亜硝酸態窒素	1																						
42 ジェオスミン	か																						
43 2-メチルイソボルネオール	び																						
管理項目																							
大腸菌 ※2									4	4													
嫌気性芽胞菌									4	4													
クリプトスポリジウム																							

※1 12、39、40の項目について、4回のうち1回は全項目に含める。

※2 原水大腸菌について、1回は定期検査項目に含める。

水道名／坂井地区簡易水道

表1-3 坂井地域(浄水・原水)
基準項目

(令和7年度)

水質項目	法定基本 検査頻度	年間検査頻度												
		浄水						原水						
		細尾	新倉	漸々	安坂	鳥居平	麻績境	細尾	新倉	漸々 第二	安坂	鳥居平	麻績境	
1 一般細菌	毎月 毎月定期 検査項目	毎月												
2 大腸菌														
38 塩化物イオン														
46 有機物質(全有機炭素(TOC)の量)														
47 pH値			12	12	12	12	12	12	1	1	1	1	1	1
49 臭気														
48 味														
50 色度														
51 濁度														
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素														
26 臭素酸	消毒副 生成物	3 ヶ月に 1回												
22 クロロ酢酸														
24 ジクロロ酢酸														
28 トリクロロ酢酸														
23 クロロホルム														
25 ジブロモクロロメタン			4	4	4	4	4	4						
29 ブロモジクロロメタン														
30 ブロモホルム														
27 総トリハロメタン														
31 ホルムアルデヒド														
21 塩素酸														
10 シアンイオン及び塩化シアン	健康に 関する 項目	3 ヶ月に 1回 ただし、 3年に 1回まで 省略可	4	4	4	4	4	4						
6 鉛及びその化合物			1	1	1	1	1	1						
32 亜鉛及びその化合物			1	1	1	1	1	1						
34 鉄及びその化合物 ※1			4	1	1	4	1	1						
35 銅及びその化合物			1	1	1	1	1	1						
37 マンガン及びその化合物			1	1	1	1	1	1						
7 ひ素及びその化合物 ※1			1	4	1	1	1	1						
14 四塩化炭素			1	1	1	1	1	1						
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン			1	1	1	1	1	1						
17 ジクロロメタン			1	1	1	1	1	1						
18 テトラクロロエチレン			1	1	1	1	1	1						
19 トリクロロエチレン			1	1	1	1	1	1						
20 ベンゼン			1	1	1	1	1	1						
12 ふっ素及びその化合物 ※1			1	4	1	4	4	1						
13 ほう素及びその化合物			1	1	1	1	1	1						
3 カドミウム及びその化合物			1	1	1	1	1	1						
8 六価クロム化合物			1	1	1	1	1	1						
33 アルミニウム及びその化合物			1	1	1	1	1	1						
36 ナトリウム及びその化合物			1	1	1	1	1	1						
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)※1			1	1	1	1	4	1						
5 セレン及びその化合物			1	1	1	1	1	1						
4 水銀及びその化合物			1	1	1	1	1	1						
40 蒸発残留物 ※1			4	1	1	4	4	1						
41 陰イオン界面活性剤			1	1	1	1	1	1						
44 非イオン界面活性剤			1	1	1	1	1	1						
45 フェノール類			1	1	1	1	1	1						
15 1,4-ジオキサン			1	1	1	1	1	1						
9 亜硝酸態窒素			1	1	1	1	1	1						
42 ジェオスミン			1	1	1	1	1	1						
43 2-メチルイソボルネオール			1	1	1	1	1	1						
大腸菌 ※2							4	4	12	4	4	4		
嫌気性芽胞菌							4	4	12	4	4	4		
クリプトスポリジウム									1					

※1 34、7、12、39、40の項目について、4回のうち1回は全項目に含める。

※2 原水大腸菌について、1回は定期検査項目に含める。